

地域包括支援センターなかだて  
指定介護予防支援事業所 運営規程

社会福祉法人 幸恵会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸恵会 地域包括支援センターなかだて(以下「事業所」という)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士が要支援状態にある高齢者(以下「要支援者等」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要支援状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類の又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村及び他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |   |   |   |                |              |
|---|---|---|----------------|--------------|
| 一 | 名 | 称 | 地域包括支援センターなかだて |              |
|   | 所 | 在 | 地              | 茨城県筑西市八丁台457 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

- ニ 主任介護支援専門員 1名、保健師1名、社会福祉士1名  
主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 ⇒ 月 火 水 木 金 の週5日間とする。  
ただし、12月31日～1月3日迄を除く。
- ニ 営業時間 ⇒ 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の内容)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- 一 介護予防サービス計画作成
- ニ 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供
- 六 給付管理業務

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- 2 介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、総合的な課題の把握に努める。
- 3 解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- 4 サービス担当者会議の開催に当たっては、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 5 実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとする。また、特段の事情のない限り、3月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行う。

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防支援が、法廷代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行なう指定介護予防支援に要した

交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1kmごとに50円の往復分を徴収する。

- 3 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印(記名押印)をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、筑西市内とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- 2 虐待防止に関する責任者を設置する。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所内で周知を徹底する。
- 4 虐待防止のための研修会を定期的で開催する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 【採用後1ヶ月以内】

二 継続研修 【年2回以上】

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は要支援者等と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年 1月 1 日から施行する。